

お客さま各位

千葉興業銀行

外国送金取引をされるお客さまへのお願い

平素より千葉興業銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当行では、近年のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた国際的な取り組みの強化を踏まえ、お客さまとの外国送金取引について下記の事項をお願いしております。

お客さまにはお手数をお掛け致しますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 外国に送金を行うお客さま

- 現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金も含まれます）による外国送金はお取り扱いできません。
- 当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合など）は、売上金・給与等が入金されている他行通帳の写しなど、その正当性が確認できる資料のご提示をお願い致します。
- 送金理由・送金の相手方が確認できる資料（受取人との間の契約書、注文書、インボイスなど）のご提示をお願い致します。
- 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、送金をお断りする場合がございます。
- 仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与するお取引は、送金をお断りする場合がございます。

2. 外国からの送金をお受け取りになるお客さま

- 送金理由や依頼人とのご関係など、お取引内容を確認できる資料（契約書、船積書類、輸出許可証、受け取った資金の国内における使途の確認資料など）のご提示をお願い致します。
- 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、ご入金をお断りする場合がございます。

以上